

○玉名市高齢者見守り情報登録事業実施要綱

平成23年12月27日

告示第97号

改正 令和3年3月31日告示第41号

令和5年3月31日告示第42号

(目的)

第1条 この要綱は、認知機能の低下により行方不明となるおそれがある高齢者(以下「見守り高齢者」という。)の関連情報をあらかじめ登録し、関係機関等が共有することにより、見守り高齢者が行方不明になることを防止すること及び行方不明となった場合の早期発見につなげることを目的とする。

(令3告示41・一部改正)

(内容)

第2条 玉名市高齢者見守り情報登録事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 見守り高齢者情報登録票(様式第1号。以下「登録票」という。)の整備
- (2) 登録票の関係機関との共有
- (3) 第5条第1項の規定により登録票に登録された者(以下「登録者」という。)の見守りにおける登録票の活用
- (4) 登録者が行方不明となった場合における登録票の活用
- (5) オレンジセーフティネット(登録者が行方不明になった場合において当該登録者を早期に発見するため、携帯電話等を通じて捜索協力依頼、情報提供等を行うシステムをいう。以下同じ。)の活用

(令5告示42・一部改正)

(登録対象者)

第3条 登録票への登録の対象者は、本市に住所を有する見守り高齢者とする。

(登録の申請)

第4条 見守り高齢者の親族、成年後見人、介護支援専門員、見守り高齢者が利用する介護サービス事業所の職員等で、この要綱の趣旨を理解し見守り高齢者に関

する情報を登録しようとするもの（以下「申請者」という。）は、登録票により市長に申請しなければならない。この場合において、二次元コードシール（携帯電話等で読み取ることで、あらかじめ登録されている市、玉名市包括支援センター及び玉名警察署（以下「保管者」という。）の連絡先を表示できる二次元コードを印刷したシールをいう。以下同じ。）の交付又はオレンジセーフティネットによる検索を併せて受けようとするときは、登録票にその旨を記載しなければならない。

- 2 オレンジセーフティネットによる検索の協力を希望する者（以下「検索協力者」という。）は、オレンジセーフティネット検索協力者登録申込書（様式第1号の2。以下「申込書」という。）により市長に申請しなければならない。

（令3告示41・令5告示42・一部改正）

（登録等）

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請に基づき見守り高齢者として登録を行った場合は、速やかに見守り情報登録受付票（様式第2号）を申請者に交付するものとする。この場合において、同項の規定により登録票に二次元コードシールの交付を受ける旨があったときは、併せて二次元コードシールを交付するものとする。

- 2 市長は、前条第2項の規定による申請に基づき検索協力者として登録を行った場合は、速やかにオレンジセーフティネット検索協力者登録書（様式第2号の2）を交付するものとする。

（令3告示41・令5告示42・一部改正）

（登録票の保管）

第6条 登録票は、市で保管するものとし、当該登録票の写しを玉名市包括支援センター及び玉名警察署で保管するものとする。この場合において、保管者は、登録票の紛失や第三者への情報漏えい等がないように十分な注意を払わなければならない。

- 2 登録票の保管期間は、5年間とする。

3 玉名市包括支援センター及び玉名警察署は、前項に規定する保管期間を経過した登録票を市長に返却しなければならない。

4 市長は、第2項に規定する保管期間を経過した登録票を、裁断、焼却等により廃棄するものとする。

(令3告示41・一部改正)

(登録情報の提供)

第7条 保管者は、申請者の同意があつた場合において、登録者の日常の見守り又は登録者が行方不明となり、玉名警察署に捜索願が出され、当該登録者の捜索を行おうとするときは、登録票の写し又は登録票に記載された情報の一部を区長、民生委員、公共交通機関の事務所その他の団体又は個人に提供しなければならない。

2 前項の規定による提供を受けた者は、登録票の紛失や第三者への情報漏えい等がないように十分な注意を払わなければならない。

(令3告示41・令5告示42・一部改正)

(申請者等への連絡)

第7条の2 保管者は、前条第1項の規定による見守り又は捜索が行われている場合において、市民から登録者が保有している二次元コードシールにより連絡を受けたときは、登録票により登録者を特定し当該登録票の連絡先(家族等)情報に記載された者に連絡しなければならない。

(令3告示41・追加、令5告示42・一部改正)

(オレンジセーフティネットによる捜索の依頼等)

第7条の3 オレンジセーフティネットによる捜索を受けようとする申請者は、登録者が行方不明になった場合は、所管の警察署に連絡するとともに、オレンジセーフティネットにより捜索協力者に捜索事務を依頼しなければならない。

2 捜索協力者は、登録者並びに玉名郡玉東町、玉名郡南関町及び玉名郡和水町に住所を有する見守り高齢者の捜索、発見、報告、保護、警察への連絡及び情報提供の対応を行わなければならない。

- 3 申請者は、登録者が行方不明となった場合は、検索に資する登録者に関する資料を検索協力者に提供しなければならない。
- 4 検索協力者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定を遵守し、個人情報を適切に管理しなければならない。検索協力者を退いた後も、同様とする。
- 5 申請者、検索協力者等が検索依頼を行い、又は検索事務を行った際に要した通信料等は、それぞれが負担しなければならない。
- 6 市は、申請者が登録者の検索依頼を出したことにより生じた損害及び検索に関し生じた損害並びに検索協力者が検索事務を行ったことにより生じた損害については、責任を負わないものとする。
- 7 地震、風水害その他の自然災害によって登録者が行方不明となった場合は、オレンジセーフティネットによる検索の対象としない。

（令5告示42・追加）

（登録情報の変更）

第8条 申請者は、登録者の身体機能低下、転居、転出、死亡等により登録票の記載事項等に変更があった場合は、見守り高齢者情報変更届（様式第3号）により、速やかに市長に提出しなければならない。

- 2 検索協力者は、申込書の内容を変更し、又は登録を廃止する場合は、オレンジセーフティネット検索協力者登録内容変更（廃止）届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（令5告示42・一部改正）

（個人情報の保護）

第9条 登録票に記載された情報については、この要綱の目的以外に、利用又は提供を行ってはならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

（令3告示41・追加）

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第41号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日告示第42号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(表)

## 見守り高齢者情報登録票

## 【登録者情報】

登録No.		登録日		二次元コードシールの交付	希望する・希望しない
				オレンジセーフティネットによる検索	希望する・希望しない
(写真)	ふりがな				
	氏名	-----			
	性別	男・女	生年月日	年 月 日	
	住所	玉名市			
	身長	cm			
	体格	太い・普通・細い			
	メガネ	有・無	呼び名や旧姓		
	その他身体的特徴(頭髪、姿勢等)				
伝達能力	氏名を言える・言えない	難聴	有・無		
	住所を言える・言えない	認知症	有(重・中・軽)無		
興味を引く話題や物					
はいかい歴(はいかいの頻度や保護された場所等)					
よく行く場所(地域、店舗、駅、公園、知人宅等)					
対応時の注意点					
かかりつけ医療機関				主治医名	
介護認定状況	1 なし 2 あり (・要支援 ・要介護 )				
介護サービス事業所					
担当ケアマネージャー	氏名			所属事業所	

## 【連絡先(家族等)情報】※1人以上記入

優先	氏名	住所	電話番号		登録者との続柄
			自宅	携帯電話	
①					
②					
③					

※裏面の同意書も必ずご記入ください。

(裏)  
同 意 書

私は、玉名市高齢者見守り情報登録事業の目的及び内容を理解し、登録者及び連絡先の同意のうえ、この登録票が玉名市、玉名市包括支援センター及び玉名警察署に保管され、また、登録者への日常の見守りあるいは登録者が行方不明となった場合の検索のため、保管者(玉名市、玉名市包括支援センター及び玉名警察署)の判断に基づき、次の機関・団体及び個人へこの登録票の写し又は情報の一部が提供されること及び防災行政無線、玉名市安心メール等に利用されることに同意します。

機関・団体	玉名市近隣自治体・介護サービス事業所・JR、バス、タクシー等の交通機関の事務所・店舗等・消防団・オレンジセーフティネット検索協力者
個人	区長・民生委員・福祉協力員・登録者の近隣住民・オレンジセーフティネット検索協力者

年 月 日

玉名市長 様

申請者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

登録者との続柄 \_\_\_\_\_

様式第1号の2（第4条関係）

年 月 日

玉名市長 様

オレンジセーフティネット検索協力者登録申込書

次のとおり登録したいので、玉名市高齢者見守り情報登録事業実施要綱第4条第2項の規定により申し込みます。

登録名称等	事業所名 (団体名)	
	代表者の職・氏名 又は個人氏名	
	所在地 (住所)	
	連絡先	担当部署・担当者
TEL		
FAX		
	メールアドレス	
依頼内容	<p>玉名市は、見守り高齢者の方が行方不明となった場合に、早期に発見するため、オレンジセーフティネットによる検索を依頼する。なお、依頼の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 行方不明になった場合に、検索を受けようとする者からの検索協力依頼に対し承諾したときに限り、当該行方不明者を検索する。ただし、検索については、可能な範囲で行うこととする。</p> <p>(2) 検索時は、随時、状況を報告する。</p> <p>(3) 行方不明者発見時は、玉名警察署及び玉名市に連絡をする。</p> <p>(4) 検索協力者が行う検索は、無報酬とする。</p> <p>(5) 玉名市は、検索協力者が検索事務を行ったことにより生じた損害については、責任を負わないものとする。</p> <p>(6) 検索協力者は、個人情報の保護に関する法律の規定を遵守し、個人情報を適切に管理しなければならない。検索協力者を退いた後も、同様とする。</p>	

なお、個人情報の取扱いについては、次のとおり誓約いたします。

個人情報に関する誓約書	
<p>(1) この事業を通して得た情報については、事業の目的（認知症の方の見守り、検索協力等の支援）以外には使用しません。</p> <p>(2) この事業を通して得た情報の取扱いには十分に注意します。</p> <p>(3) この事業を通して得た情報が不正に使用し、又は提供されることのないよう、十分に注意します。</p> <p>(4) 必要がなくなった情報については、責任をもって速やかに廃棄します。</p> <p>(5) 上記のほか、玉名市高齢者見守り情報登録事業実施要綱の内容を遵守します。</p>	
事業所名・代表者氏名 又は個人氏名	



様式第2号(第5条関係)

見守り情報登録受付票

申請者 様

あなたが申請された見守り高齢者情報登録票については下記のとおり登録を行いました。登録票の保管期間は5年間となりますので、5年間経過後に引き続き登録を行いたい場合は、新たに登録申請を行う必要があります。

また、保管期間中に登録内容等に変更が生じた場合は、速やかに見守り高齢者情報変更届を提出されますようお願いいたします。

記

登録日	年 月 日		
登録者氏名		性別	
登録者住所			
登録No.		二次元コードシール交付の有無	
		オレンジセーフティネットによる検索の有無	
	有の場合	I D パスワード	

年 月 日

玉名市長



様式第2号の2（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

玉名市長



オレンジセーフティネット検索協力者登録書

年 月 日付けで申込みのあったオレンジセーフティネット検索協力者登録申込書について、次のとおり登録したので、玉名市高齢者見守り情報登録事業実施要綱第5条第2項の規定により通知します。

なお、申込み時に誓約された内容について遵守していただきますようお願いいたします。

検索協力者区分	
事業所名 (団体名)	
代表者職・氏名 又は個人氏名	
所在地（住所）	
連絡先	
備考	

様式第3号(第8条関係)

見守り高齢者情報変更届

見守り高齢者情報登録票について、次のとおり変更があったので届け出ます。

登録者氏名		性別		住所	玉名市
変更の内容、理由等					

年 月 日

玉名市長 様

届出者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

登録者との続柄 \_\_\_\_\_

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

玉名市長 様

オレンジセーフティネット検索協力者登録内容変更（廃止）届出書

次のとおり変更（廃止）したいので、玉名市高齢者見守り情報登録事業実施要綱第8条第2項の規定により届け出ます。

登録 名称 等	検索協力者区分	
	事業所名 (団体名)	
	代表職・氏名 又は個人氏名	
	所在地 (住所)	
変更の場合 (変更前)		
(変更後)		
(変更理由)		
廃止の場合 (廃止理由)		

様式第1号（第2条、第4条関係）

（令3告示41・令5告示42・一部改正）

様式第1号の2（第4条関係）

（令5告示42・追加）

様式第2号（第5条関係）

（令3告示41・令5告示42・一部改正）

様式第2号の2（第5条関係）

（令5告示42・追加）

様式第3号（第8条関係）

（令5告示42・一部改正）

様式第4号（第8条関係）

（令5告示42・追加）